

キャッシュカード規定（法人用）

1. （カードの利用）

普通預金について発行したキャッシュカード法人用（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払出をする場合
- (3) 当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当組合所定の取引をする場合

2. （預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは当組合所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. （支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。（但し、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法による届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. （振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. （自動機利用手数料等）

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

- (2) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合所定の預金機の利用に関する自動機利用手数料をいただきます。
 - (3) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
 - (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)
- (1) 代理人（代表者がカードの使用を認めた者1名に限ります）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
 - (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人（法人）名義となります。
 - (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。
7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)
- カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機、通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店の窓口へ提出された場合に行います。
8. (カードの紛失、届出事項の変更等)
- カードを紛失した場合または法人名、代表者、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届け出てください。
9. (暗証照合等)
- (1) カードは当組合へ届出の代表者または代理人が使用し、カードおよびカードに使用する暗証は使用者が責任を持って管理してください。
 - (2) 当組合がカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、この払戻しが、偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。
10. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)
- 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。
11. (解約、カードの利用停止等)
- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
 - (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用を

お断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第12条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

1.2. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1.3. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、またはキャッシュカード規定（個人用）により取扱います。

1.4. (規定の変更)

(1) この規定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

(2) この規定の内容については、契約者に通知することなく変更できるものとします。当組合が変更内容を契約者に通知する場合はホームページへの掲示、その他当組合の定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後の規定により取扱うものとします。

以上

2020年4月1日 改定